

特定建設作業実施届出書の 電子申込が始まります！！！！

受付開始 : 令和4年4月1日8時45分～

申込方法 : 「電子申込システム」を用いた電子データによる届出

「特定建設作業実施届出書」の申込方法について、令和4年4月1日より豊中市のホームページ内の「電子申込システム」を用いた電子データによる届出が加わります。

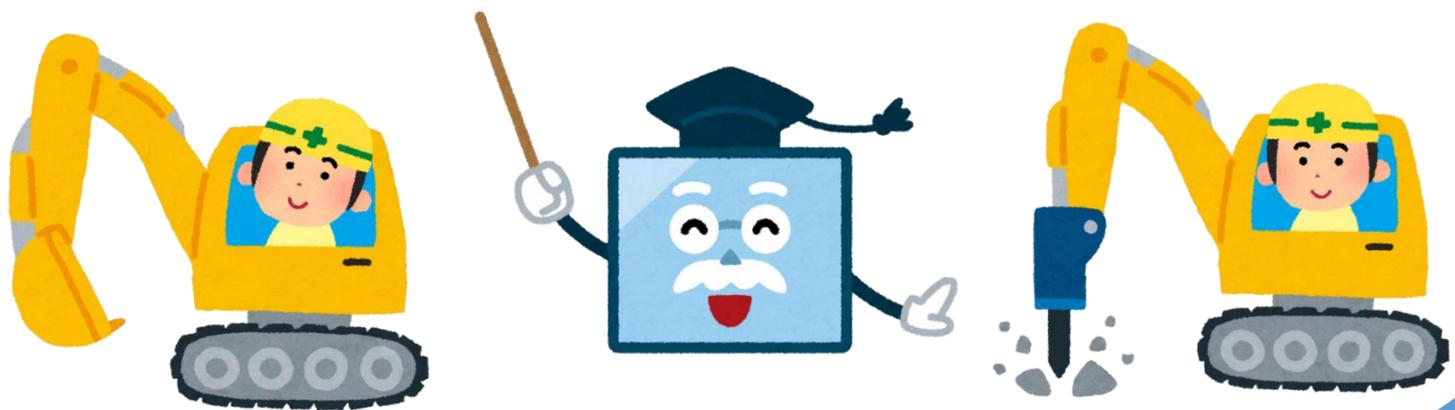
なお、インターネット環境等の理由で電子申込が難しい場合は、従来の方法で届出をお願いします。



電子申込のメリットは、場所を選ばずにインターネットを用いて届出ができるところにあります。電子申込システムは、従来の紙による届出とは違い、届出「受理」をもって受付となります。

届出は、申込されてから、「未処理」⇒「処理中」⇒「受理」or「不受理」の流れで担当者がひとつひとつ確認していきます。

遠方から市役所に届出を持参しなければならないケースや、諸事情により市役所に来ることが難しいケースに対応した電子申込をぜひご活用ください。



電子申込システムを用いた届出方法

豊中市ホームページ



電子申込システムのページ



①豊中市ホームページにアクセス。



②「オンラインサービス」をクリックし、「電子申込」をクリック。



③「電子申込システム」にログイン。
(利用者登録が必要)



④電子申込システム内で「特定建設作業実施届出書」を検索し、必要事項を入力後届出申込。



⑤届出後に、申込内容照会にある届出の状況が「未処理」であることを確認後、ログアウト。



⑥後日、申込内容照会の届出を再度確認した際、「受理」になっていれば受付は終了となります。

「処理中」は担当者が内容を確認中。

「不受理」は担当者が内容に不足等があるため、再度届出が必要となります。

【参考】

○特定建設作業実施届出書の従来の様式で印刷ができますので、届出の「受理」後に紙で保管することも可能です。

○同じ場所で複数の特定建設作業を実施する場合については、一度申込をした届出を選択して「再申込する」を選択すると便利です。